

聲明書

親愛なる全筑豊の礦山労働者諸君並に町村同志大衆諸君に告ぐ!!
吾等日本労働同盟日本石炭坑夫組合は産業協力による産業報國の指導精神に基き過去数十年の間
苦闘奮戦續け來り以て現在に至れる事は一般大衆の熟知する所である、然るに横暴頑迷無理解な
る炭坑資本家は、唯眼中自巳の利潤ありて國家産業の安定を顧慮せず、産業の戦士たる坑夫諸君に
報ゆるに、搾取に次ぐ搾取を以てし然もあらゆる非人道的なる壓迫を加ゆる爲に坑夫諸君の生活經
濟窮乏と精神的不安とによりて動搖常なき状態である、其の押へに押へられたる坑夫諸君の血の叫
ひは此度藏内礦業所大峰二坑に爆發し、昨二十一日二坑の従業員諸君は敢然一身挺して全筑豊の坑
夫諸君の爲に立上つたのである、従業員諸君の要求が正しきか否か諸君左の要求書項目によつて明
らかに判断し得るであらう。

要 求 書

- 一、年功賞與ヲ左ノ如ク支給セラレタシ
 - イ 三年未満ハ一年ニ對シ 十日分
 - ロ 五年未満ハ一年ニ對シ 十五日分
 - ハ 十年未満ハ一年ニ對シ 三十日分
 - ニ 十年以上ハ一年ニ對シ 五十日分
- 二、八時間労働制度ノ制定實施並ニ最低賃銀壹圓六拾錢ヲ制定セラレタシ
- 三、會社直屬ノ寄宿舎ヲ設置セラレタシ 但食費一日三十錢以下ノ事
- 四、不當ナル強制休業制度ヲ撤廢セラレタシ
- 五、マイト代並ニキヤブライト代ヲ會社負擔ニセラレタシ
- 六、坑内作業中事故ニヨリ中途昇坑ノ時ハ相當ノ賃銀ヲ支給セラレタシ
- 七、積立金ノ拂下ヲ簡便ニセラレタシ
- 八、採炭賃金ノ總決算ヲ毎月一回發表セラレタシ
- 九、分配所制度ノ購買組合制度ニ改組セラレタシ
- 十、傷病者ニ對スル治療ヲ左ノ如クナサレタシ
 - イ 公傷ヲ私傷ニセザル事
 - ロ 一般患者ニ對スル治療ヲ親切丁寧ニズル事
 - ハ 不當治療負擔輕減ノタメ一週間ニ一回信用アル醫師ヲ招カレタシ
 - ニ 坑内ノ設備ヲ完全ニセラレタシ
 - 三、誤樂場ノ設備ヲ徹底セラレタシ
 - 三、本件ニ關シ絶對ニ犠牲者ヲ出サザル事

右之要求をていして全筑豊の坑夫諸君の爲に立上つたのである従業員諸君の要求が正しきか否か
諸君左の要求項目によつて明かに判断し得るであらう、
かへりみるに藏内礦業所に於ては大正三年八月大峰三坑の争議||昭和六年四月廿日大峰貳坑の大
争議を通じて幾多の同志の犠牲に依て労働條件の劣悪化を防ぎ來りしも頑迷なる藏内礦業所は再び
暴威を振ひ従業員諸君の最少の生活をおびやかす
そもそも國家繁榮は産業の安定如何にかゝり、産業の原動力をなすものは即ち炭坑業である、其の
全産業の原動力である炭坑の基礎をなすものは日夜營々として地下數千尺の暗闇に於て絶へざる危
険の中にアセミアブラを流す坑夫諸君である、坑夫しよぐんの生活の安定なくして何ぞ産業の安
定あらんや、吾々は坑夫しよぐんの生活を安定せしめる事か國家産業を繁榮せしめ産業報國の精神
に適ふものであると信じてるが故に此度斷乎として最後の一人となるまでも横暴なる藏内礦業所に對
し血の闘争を續くるものである
願くば全筑豊の坑夫しよぐん並に一般大衆しよぐん!! しよぐんの絶大なる後援と支持とにより吾
々の正義の要求を貫徹せしめよ右聲明す

昭和九年六月廿二日

大峰 貳坑 争議 團 本部
日本石炭坑夫組合田川支部聯合會

田川郡川崎村川崎

責任者 森 本 勇